

令和 6 年 3 月 2 8 日

白井市長
笠井 喜久雄 様

白井市市民参加推進会議
会 長 吉 井 信 行

令和 4 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について（答申）

令和 5 年 9 月 2 1 日付け白市活第 1 8 4 号で諮問のありました令和 4 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について、以下のとおり審議の結果及び提言を答申します。

- | | | |
|---|---------------------------|-------|
| 1 | 令和 4 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価 | P 2 |
| 2 | 市民参加の実施に関する提言 | P 2 8 |

-巻末資料-

- | | | |
|---|---------------------------------|-------|
| 1 | 市民参加条例該当事業の総合評価及び実施手法の年度別一覧（概要） | P 2 9 |
| 2 | 市民参加の実施に関する提言及び取組み結果の年度別一覧 | P 3 5 |

第 7 期（令和 5 年度～令和 8 年度）

市民参加推進会議

会 長 吉井信行 副会長 岡澤和枝

委 員 稲葉知恵子 竹内彩乃 大嶋信太郎

折原圭太 増子直文 中澤公彦

答 申

第7期市民参加推進会議は、令和5年9月21日に「令和4年度から令和6年度市民参加の実施状況に対する総合的評価」について諮問を受けました。

令和5年度は、令和4年度中に市民参加を実施し、事業を終了した7事業を評価対象として、8人の委員により6回の会議による審査を経て、市民参加の手法やその実施内容について総合評価を行いました。

なお、評価に当たっては、委員がより事業を深く理解し実質的な評価を行うため、担当課へのヒアリングを実施しました。

市民参加推進会議による総合評価は本年度で19年目となりますが、本年度は7事業中「良好」が2事業、「妥当」が5事業という結果でした。

これまでの答申の積み重ねにより、職員の市民参加に対する意識や理解は少しずつ高まってきており、市民参加条例で定めている手続きは概ね取り組まれておりますが、今後は市民参加条例で定めている手続きだけでなく、これまでの方法にとらわれない情報発信を積極的に取り入れ、実践し、市政に関心を持つ市民を増やしていく必要があります。

そのためには、職員及び市民一人ひとりの市民参加に対する意識や理解の更なる向上や、多くの市民が市政に参加しやすい環境を行政が率先して作っていくことが大切です。

第7期市民参加推進会議任期1年目の答申として「市民が気軽に情報を得られる環境づくり」、「職員の市民参加に対する意識の向上」の2つを提言します。

なお、市長におかれましては、本答申を受け、第5次総合計画に定められた市の将来像「ときめきとみどりあふれる快活都市」の実現に向け、「参加・協働」のまちづくりを進めるために今後の後期基本計画の下で、なお一層の市民参加を推進していただくようお願い申し上げます。

1 令和4年度市民参加の実施状況に対する総合的評価

令和5年度市民参加推進会議では、市が令和4年度に実施した市民参加条例第6条で規定する7事業（令和4年度中に事業が終了した7事業）について、市民参加の実施状況に対する総合的評価を行いました。

各事業の評価の詳細については答申書本文をご覧ください。

令和4年度市民参加の実施状況に対する総合的評価一覧

	事業名	担当課	市民参加の方法	市民参加の手続き		総合評価 (30点満点)	ページ数
				条例基準	望ましい水準		
1	白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会	教育支援課	7点 (概ね適切)	6点 (要改善)	6点 (積極的)	19点 ○ (妥当)	P3
2	白井市耐震改修促進計画(改定)	建築宅地課	7点 (概ね適切)	8点 (妥当)	7点 (とても積極的)	24点 ◎ (良好)	P6
3	白井市空家等対策計画	建築宅地課	7点 (概ね適切)	6点 (要改善)	6点 (積極的)	20点 ◎ (良好)	P8
4	証明書発行窓口(出張所)のあり方に関する検討について	市民課	7点 (概ね適切)	6点 (要改善)	5点 (積極的)	19点 ○ (妥当)	P13
5	白井市汚水適正処理構想(改定)	上下水道課	6点 (やや不適切)	6点 (要改善)	5点 (積極的)	17点 ○ (妥当)	P17
6	白井市個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子案)	総務課	6点 (やや不適切)	6点 (要改善)	4点 (やや積極的)	17点 ○ (妥当)	P20
7	公共施設等あり方検討事業	文化センター	7点 (概ね適切)	6点 (要改善)	5点 (積極的)	19点 ○ (妥当)	P23

※総合評価は、①市民参加の方法(10点満点)、②市民参加の手続き[条例基準](10点満点)、③市民参加の手続き[望ましい水準](10点満点)の合計点(30点満点)とし、判定結果を◎良好(20点以上)、○妥当(16点~19点)、△要改善(10点~15点)、×不良(9点以下)の4段階に区分し表示しています。

※総合評価は、全委員の総合評価の平均点(小数点以下切り捨て)で算出しているため、①市民参加の方法・②市民参加の手続き[条例基準]・③市民参加の手続き[望ましい水準]の合計とならない場合があります。

終了事業 令和4年度

1.白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会

総合コメント	総合評価(30点満点)
<p>【良かった点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録や会議資料が分かりやすく開示されていて、市民に開かれた委員会となっていた。 ・審議会委員について、栄養士の資格を有する方を選任するなど適切な人員が選抜されていた。 <p>【改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自校式での給食を受けている児童・生徒や、その家族の意見を取り入れた方が良かったのではない か。 ・各項目とも周知・公表について取組み不足があったのではないか。 	19
	○(妥当)
市民参加の実施状況	評価(10点満点)
<p>審議会の設置:令和2年12月17日～令和4年8月26日 アンケート調査の実施:令和3年7月29日～令和3年8月23日</p>	7 (概ね適切)
「市民参加の手続き(基準)」の評価	評価(10点満点)
/	6 (要改善)
「市民参加の手続き(水準)」の評価	評価(10点満点)
/	6 (積極的)

※総合評価は、全委員の総合評価の平均点(小数点以下切り捨て)で算出しているため、
①市民参加の方法・②市民参加の手続き(基準)・③市民参加の手続き(水準)の合計とならない場合もあります。

「市民参加の手続き」の評価(手法ごと)				
審議会の設置			10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況		条例基準	望ましい水準
	任期: 令和2年12月～令和4年8月 募集期間: 令和2年10月15日～令和2年11月4日			
1	公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数: 10名(男7女3) 市民公募委員: 2名(うち無作為抽出0名)	7 (妥当)	6 (積極的)
2	選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	応募者: 2名(男1女1) 選出者: 2名(男1女1) 選出地域: 清水口小学校区1名 桜台小学校区1名 選考基準: 公開 応募方法: 郵便、担当課窓口 周知方法: 広報しろい、HP		
3	会議の回数・時間帯	会議の回数: 7回(すべて公開) 時間帯: 平日日中		
4	事前周知の方法・会議の公開等	情報公開コーナー、各センター、図書館		
5	結果公表・取扱い	公表の方法: 情報公開コーナー 会議録: 逐語訳 公開に要する期間: 1ヶ月以内		
コメント				
条例基準		望ましい水準		
<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開催時間は複数のパターンがあり、聴講しやすい工夫がされていた。 ・公募委員の募集、審議会開催の事前周知、結果公表の取り扱いに関する情報提供が基準に沿って行われていると良かったのではないかな。 		<ul style="list-style-type: none"> ・資料を学校で公開しても良かったのではないかな。 ・委員の募集の告知を、一層多くの手段にて積極的に実施されると良かったのではないかな。 		

アンケート調査の実施		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
実施したアンケート	桜台小学校・桜台中学校 学校給食のあり方に関するアンケート		
1 事前周知の方法	無	6 (要改善)	6 (積極的)
2 調査方法・調査期間	郵便 令和3年7月29日～令和3年8月23日(26日間)		
3 調査対象	・18歳以上78歳以下の市民 ・市内小学校在籍児童数の割合を基に抽出		
4 発送件数・回収件数・回収率	発送件数:1,500件 回収件数:532件 回収率:35.5%		
5 結果公表・取扱い	結果公表:令和3年12月 公表の方法:HP プライバシーに関わる情報等:非公開 審議会等への結果報告:有(資料の配布・説明により報告)		
コメント			
条例基準		望ましい水準	
・アンケートの事前周知、結果公表が不徹底であった。		・アンケートの結果が審議会に反映されていたのは良かった。 ・回収率向上の工夫を積極的に実施されると良かったのではないかと。 ・アンケートのコメントで良いアイデアが出ていたが、あまり生かされていないような印象を受けた。	

2.白井市耐震改修促進計画(改定)

総合コメント		総合評価(30点満点)
【良かった点】 ・パブリックコメントの募集は条例基準に則って適切に実施されていた。 ・パブリックコメントの募集に当たって、概要版や新旧対照表、意見書のフォーマットを作成するなどの工夫がされていた。 【改善点】 ・可能であれば他の市民参加の方法を取り入れても良かったのではないかと。	24	
	◎(良好)	
市民参加の実施状況		評価(10点満点)
パブリックコメントの募集: 令和4年8月10日～令和4年9月1日		7 (概ね適切)
「市民参加の手続き(基準)」の評価		評価(10点満点)
		8 (妥当)
「市民参加の手続き(水準)」の評価		評価(10点満点)
		7 (とても積極的)

※総合評価は、全委員の総合評価の平均点(小数点以下切り捨て)で算出しているため、
 ①市民参加の方法・②市民参加の手続き(基準)・③市民参加の手続き(水準)の合計と異なる場合があります。

「市民参加の手続き」の評価(手法ごと)				
パブリックコメント募集			10点満点	10点満点
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準
1	募集期間・提出方法	募集期間: 令和4年8月10日～令和4年9月1日(23日間) 応募方法: 郵便、ファクシミリ、電子メール、各センター、担当課窓口	8 (妥当)	7 (とても積極的)
2	提供資料	計画や条例の素案 計画や条例の概要 パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内意見書		
3	資料の提供場所	担当課窓口、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館		
4	事前周知の方法	広報しろい、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館、担当課窓口、行政運営報告		
5	結果公表・取扱い	公表の方法: 令和4年9月26日 HP、情報公開コーナー、図書館 意見の件数: 1人から10件 審議会等への結果報告: 無		
コメント				
条例基準			望ましい水準	
基準に則って適切に実施されていた。			<ul style="list-style-type: none"> ・可能であれば、結果について、審議会等の場で報告しても良かったのではないか。 ・回答者が1人だったことについて、広く意見を募集する方法を検討すべきではないか。 	

3.白井市空家等対策計画

総合コメント		総合評価(30点満点)
<p>【良かった点】 ・様々な参加手法を取り入れているとともに、参加手法のタイミング等も考えながら実施されていた。 ・パブリックコメントとして寄せられた意見と市の対応をわかりやすくまとめて開示していた。</p> <p>【改善点】 ・アンケートやワークショップの開催など、複数の市民参加の手法を行ったことは評価できるが、自治会等から意見を聞くことを検討しては良かったのではないかと。 ・審議会では、市民公募委員を設け、個人情報を扱う会議は市民公募委員には出席を控えていただくような形をとれば良かったのではないかと。</p>	20	
	◎(良好)	
市民参加の実施状況		評価(10点満点)
<p>審議会の設置:令和3年10月19日～令和5年2月2日 パブリックコメントの募集:令和4年12月9日～令和4年12月22日 アンケート調査の実施:令和3年12月18日～令和3年12月18日 ワークショップの実施:令和3年12月18日</p>		7 (概ね適切)
「市民参加の手続き(基準)」の評価		評価(10点満点)
		6 (要改善)
「市民参加の手続き(水準)」の評価		評価(10点満点)
		6 (積極的)

※総合評価は、全委員の総合評価の平均点(小数点以下切り捨て)で算出しているため、
 ①市民参加の方法・②市民参加の手続き(基準)・③市民参加の手続き(水準)の合計とならない場合もあります。

「市民参加の手続き」の評価				
審議会の設置			10点満点	10点満点
	評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
		任期:令和3年10月～令和6年10月(3年間) 公募:無		
1	公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数:10人(男9女1) 市民公募委員:0人	7 (妥当)	5 (積極的)
2	選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	公募しない理由:特定空家の判定は個人の利害に関する事項を含む個人情報を取扱うことから「白井市審議会等の設置及び選任に関する事項」第4条第1項第2号及び3号に該当するため。		
3	会議の回数・時間帯	会議の回数:5回 時間帯:平日日中		
4	事前周知の方法・会議の公開等	HP、情報公開コーナー、図書館、議会への写しの交付 会議終了後の会議資料公開:有		
5	結果公表・取扱い	公表の方法:情報公開コーナー、HP、図書館 会議録:逐語訳 公開に要する期間:2か月以内		
コメント				
条例基準			望ましい水準	
・公募枠を設けておらず、その理由が条例によるものであり、基準とおりに審議会を設置しているが、選考基準が不明であった。			・リモートでの会議参加も可能として、多くの委員が会議に出席できるように工夫がなされていた。 ・会議録にHPのQRコードを付していた。 ・公募委員がないからこそ、結果の公表についてはより積極的に実施すべきではないか。	

パブリックコメント募集		10点満点	10点満点	
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準
1	募集期間・提出方法	募集期間: 令和4年12月9日～令和4年12月22日(14日間) 応募方法: 郵便、ファクシミリ、電子メール、各センター、担当課窓口	8 (妥当)	7 (とても積極的)
2	提供資料	計画や条例の素案 計画や条例の概要 パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内意見書		
3	資料の提供場所	担当課窓口、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館		
4	事前周知の方法	広報しろい、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館、担当課窓口、行政運営報告		
5	結果公表・取扱い	公表の方法: 令和5年2月2日 HP、情報公開コーナー、図書館、審議会資料として 意見の件数: 1人から3件 審議会等への結果報告: 有(令和5年2月2日)		
コメント				
条例基準		望ましい水準		
<ul style="list-style-type: none"> ・基準に則って適切に実施されていた。 ・パブリックコメントとして寄せられた意見と市の対応を分かりやすくまとめて開示していた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの内容を審議会で検討していたことは高く評価できた。 ・結果公表については各センターにも実施すべきではないか。 ・募集期間をもう少し長く設けたほうが良かったのではないか。 		

アンケート調査の実施		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
	実施したアンケート 空き家に関するアンケート		
1	事前周知の方法 無	6 (要改善)	6 (積極的)
2	調査方法・調査期間 クエスタント(eモニター登録者に送信) 無記名式 令和3年12月10日～令和3年12月27日(18日間)		
3	調査対象 eモニター登録者		
4	発送件数・回収件数・回収率 発送件数:347件 回収件数:181件 回収率:52%		
5	結果公表・取扱い 結果公表:令和4年3月11日 公表の方法:審議会資料として プライバシーに関わる情報:非公開 審議会等への結果報告:有(資料の配布・説明に加え議論を行った)		
コメント			
条例基準		望ましい水準	
<ul style="list-style-type: none"> アンケートの結果を審議会で議論を行ったことは良かった 対象者がeモニター登録者だったため事前周知がされていない。 自治会等から意見を聞くことを検討しては良かったのではないか。 		<ul style="list-style-type: none"> 「空き家に関するアンケート報告書」として調査内容がわかりやすくまとめられ、審議会で議論されていた。 eモニターを利用した結果として、結果の公表も限定的にならないか。 対象者、期間、趣旨等アンケート実施に関して、広く公表するとともに、対象者の選定には多くの人が対象になれるように十分に検討すべきではないか。 	

ワークショップ		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
1	開催場所・時間・回数 白井市空家等対策計画の見直しに係る意見交換会 開催場所:市役所 開催時間:土日休日 回数:2回	6 (要改善)	6 (積極的)
2	資料の提供 有(配布)		
3	参加者の資格 満18歳以上の市内在住在勤者		
4	事前周知の方法 広報しろい、HP、各センター、メール配信、行政運営報告、駅前、駅中掲示板		
5	結果公表・取扱い 結果公表:令和3年3月11日		
コメント			
条例基準		望ましい水準	
<ul style="list-style-type: none"> ・休日の開催は良かった。 ・開催回数が少なかった。 		<ul style="list-style-type: none"> ・資料で市の現状や他市の事例についてわかりやすくまとめられているのは良かった。 ・事前周知において行政運営報告に加え、駅前・駅中掲示板を使用していたことは良かった。 ・市民に身近な公民館等での開催が検討されると良かった。 	

終了事業 令和4年度

4. 証明書発行窓口(出張所)のあり方に関する検討について

総合コメント	総合評価(30点満点)
<p>【良かった点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半年間の事業期間の中で複数の手法で意見を集約していることが評価できた。 ・意見交換会を市民に身近な各センターで、利用者の多い週末に開催したことが評価できた。 ・市民参加の手法の結果、住民票お届けサービスを導入したことが評価できた。 <p>【改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政経営改革審議会の中で意見はいただいているが、本事業単独で審議会の設置があってもよかったのではないか。 ・市民参加の手法において、全体的に事前周知、結果公表を工夫する必要があるのではないか。 ・アンケート以外は参加市民が少なく、コストパフォーマンスに欠けているのではないか。 	<p>19</p> <hr/> <p>○(妥当)</p>
市民参加の実施状況	評価(10点満点)
<p>パブリックコメントの募集: 令和4年9月1日～令和4年9月14日 アンケート調査の実施: 令和4年4月27日～令和4年5月22日 意見交換会の開催: 令和4年9月2日～令和4年9月4日</p>	<p>7 (概ね適切)</p>
「市民参加の手続き(基準)」の評価	評価(10点満点)
	<p>6 (要改善)</p>
「市民参加の手続き(水準)」の評価	評価(10点満点)
	<p>5 (積極的)</p>

※総合評価は、全委員の総合評価の平均点(小数点以下切り捨て)で算出しているため、
 ①市民参加の方法・②市民参加の手続き(基準)・③市民参加の手続き(水準)の合計とならない場合もあります。

「市民参加の手続き」の評価(手法ごと)				
パブリックコメント募集			10点満点	10点満点
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準
1	募集期間・提出方法	募集期間: 令和4年9月1日～令和4年9月14日(14日間) 応募方法: 電子メール、各センター、担当課窓口、意見交換会会場	6 (要改善)	5 (積極的)
2	提供資料	計画や条例の素案 計画や条例の概要 パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内意見書		
3	資料の提供場所	担当課窓口、HP、各センター、図書館		
4	事前周知の方法	広報しろい、HP、各センター、図書館、担当課窓口		
5	結果公表・取扱い	公表の方法: 令和4年10月31日 HP、情報公開コーナー 意見の件数: 7人から10件 審議会等への結果報告: 無(審議会を設置していないため)		
コメント				
条例基準			望ましい水準	
<p>・意見交換会終了後に意見提出を受け付けたことにより、提出機会が拡大され、より多くの意見に繋がったことは良かった。</p> <p>・意見の提出方法や事前周知の方法、結果公表・取り扱いについて、複数の手段を用いるなど、徹底されることを期待します。</p>			<p>・募集場所と結果の公表場所が異なっており、統一する等の工夫があると良かった。</p> <p>・市民の生活において重要なトピックであることから、意見の募集期間はもう少し長くとも良かったのではないかと。</p>	

アンケート調査の実施		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
	実施したアンケート		
	証明書発行窓口(出張所)のあり方に関するアンケート調査		
1	事前周知の方法	7 (妥当)	6 (積極的)
	広報しろい、HP 実施目的の周知:有		
2	調査方法・調査期間		
	郵便 無記名式 令和4年4月27日～令和4年5月22日(26日間)		
3	調査対象		
	市内在住の18歳以上の男女 2,000人		
4	発送件数・回収件数・回収率		
	発送件数:2,000件 回収件数:895件 回収率:44.75%		
5	結果公表・取扱い		
	結果公表:令和4年8月2日 公表の方法:情報公開コーナー、HP、図書館、意見交換会、パブリックコメント プライバシーに関わる情報:非公開 審議会等への結果報告:無		
コメント			
条例基準		望ましい水準	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報しろいでの案内はととも分かりやすかった。 ・事前周知の方法として、図書館、情報公開コーナーでもアナウンスすべきではないか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出で実施しており、バランスよく回答されていた。 ・アンケート結果が意見交換会やパブリックコメントに活用されたことで、本事業への理解度が深まった。 ・SNSの活用など、回収率の向上に向けた取り組みがあると良かった。 	

意見交換会		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
1	開催場所・時間・回数 開催場所:各センター 時間:平日夜間、土日休日 回数:5回	7 (妥当)	6 (積極的)
2	資料の提供 有(配布)		
3	参加者の資格 無し		
4	事前周知の方法 広報しろい、HP、各センター、図書館、担当課窓口、ポスター、チラシ		
5	結果公表・取扱い 開催記録の作成と公表:有(令和4年10月31日) 公表の方法:情報公開コーナー、HP、		
コメント			
条例基準		望ましい水準	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民に身近な各センターで実施し参加を促進しようとした点が評価できた。 ・センター利用者が多い週末に開催したことも評価できた。 ・事前周知と結果公表で不足している箇所があった。 		<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会は市民と直接対話できる機会であるため、SNS等を活用し、積極的なアナウンスがあると良かった。 ・参加者が少ないと感じた。参加者へのインセンティブを検討するなど、参加者を増やす工夫があると良かった。 	

5.白井市污水適正処理構想(改定)

総合コメント	総合評価(30点満点)
<p>【良かった点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員の募集について、期間を十分に設け、選考基準を公表していた点は良かった。 ・審議会の期間にパブリックコメントを実施して、その意見を審議会に反映させようと考えたことは高く評価できた。 <p>【改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前周知・結果公表は各センターなど、広く実施すると良かった。 ・パブリックコメントの募集方法は条例基準を満たしていたが、意見が0件だったことから、関心を高めるための工夫があると良かった。また、市HPにて、意見が無かった旨の公表があると良かった。 	17
	○(妥当)
市民参加の実施状況	評価(10点満点)
<p>審議会の設置: 令和4年11月21日～令和5年1月23日 パブリックコメントの募集: 令和4年12月16日～令和5年1月5日</p>	6 (やや不適切)
「市民参加の手続き(基準)」の評価	評価(10点満点)
/	6 (要改善)
「市民参加の手続き(水準)」の評価	評価(10点満点)
/	5 (積極的)

※総合評価は、全委員の総合評価の平均点(小数点以下切り捨て)で算出しているため、
①市民参加の方法・②市民参加の手続き(基準)・③市民参加の手続き(水準)の合計とならない場合もあります。

「市民参加の手続き」の評価(手法ごと)				
審議会の設置			10点満点	10点満点
	評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
		任期: 令和4年8月～令和7年7月 募集期間: 令和4年4月15日～令和4年5月20日		
1	公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数: 10人(男8女2) 市民公募委員: 3人(うち無作為抽出1人)	6 (要改善)	5 (積極的)
2	選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	応募者: 4人(男4女0) 選出者: 2人(男2女0) 選出地域: 第二小学校区1人、桜台小学校区1人 選考基準: 公開 応募方法: 郵便、電子メール、担当課窓口 周知方法: 広報しろい、HP、担当課窓口		
3	会議の回数・時間帯	会議の回数: 2回(全て公開) 時間帯: 平日日中		
4	事前周知の方法・会議の公開等	広報しろい、HP、情報公開コーナー、担当課窓口 会議終了後の会議資料公開: 有		
5	結果公表・取扱い	公表の方法: 情報公開コーナー、HP、担当課窓口 会議録: 逐語訳 公開に要する期間: 1か月以内		
コメント				
条例基準		望ましい水準		
・公募委員の選考基準が公表されている点良かった。 ・募集方法や、会議の回数・時間帯、事前周知の方法、結果公表・取扱いについて、複数の手段を用いるなど、徹底していると良かった。		・委員の募集期間を十分に設けており良かった。 ・委員の公募の広報について、情報公開コーナー、図書館等においても実施されると良かった。		

「市民参加の手続き」の評価(手法ごと)				
パブリックコメント募集			10点満点	10点満点
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準
1	募集期間・提出方法	募集期間: 令和4年12月16日～令和5年1月5日(21日間) 応募方法: 郵便、ファクリミリ、電子メール、各センター、担当課窓口	6 (要改善)	5 (積極的)
2	提供資料	計画や条例の素案 パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内意見書		
3	資料の提供場所	担当課窓口、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館		
4	事前周知の方法	広報しろい、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館、担当課窓口		
5	結果公表・取扱い	結果公表無し 意見の件数: 0件 審議会等への結果報告: 有(令和5年1月23日)		
コメント				
条例基準			望ましい水準	
<p>・パブリックコメントの募集方法は条例基準を満たしていたが、意見が0件だったことから、関心を高めるための工夫があると良かった。また、市HPにて、意見が無かった旨の公表があると良かった。</p> <p>・提供資料と結果公表・取り扱いへの取組みが弱かった。</p>			<p>・各センターにて募集案内・資料の提供をしているのは評価できた。</p> <p>・概要版を作成するなど、意見提出につながる工夫があると良かった。</p>	

「市民参加の手続き」の評価				
審議会の設置			10点満点	10点満点
	評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
		任期: 令和3年10月～令和5年9月 市民公募委員の募集無し		
1	公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数: 5人(男3女2) 市民公募委員: 0人	6 (要改善)	4 (やや積極的)
2	選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	公募しない理由: 審査会の担任する事務(※)の性質上、市民公募は行っていない。 (法や条例に基づく行政処分に対する不服審査を行う事務を所掌しており、法的な観点や専門知識に基づく意見を求める機関となっている。また、個人情報等の機密情報を扱う場面もあるため、審議内容を外部に漏らした場合の刑事罰が設けられた唯一の機関である。)		
3	会議の回数・時間帯	会議の回数: 1回(公開) 時間帯: 平日日中		
4	事前周知の方法・会議の公開等	事前周知無し 会議終了後の会議資料公開: 有		
5	結果公表・取扱い	公表の方法: 情報公開コーナー、HP、図書館 会議録: 逐語訳 公開に要する期間: 半年以内		
コメント				
条例基準			望ましい水準	
<ul style="list-style-type: none"> ・条例基準を満たして実施されていた。 ・会議録が公表されているのは評価できるが、公開に半年を要しているため、速やかに公表する必要がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ・事前周知の方法、結果公表・取り扱いについて、工夫が必要である。 ・委員が市による選出であり、考え方に偏りがなかったのかが疑問に残った。 	

パブリックコメント募集		10点満点	10点満点	
評価項目(配点)		実施状況	条例基準 望ましい水準	
1	募集期間・提出方法	募集期間: 令和4年10月17日～令和4年10月31日(15日間) 応募方法: 郵便、ファクシミリ、電子メール、各センター、担当課窓口	6 (要改善)	5 (積極的)
2	提供資料	計画や条例の概要 パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内意見書		
3	資料の提供場所	担当課窓口、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館		
4	事前周知の方法	HP、情報公開コーナー、各センター、図書館		
5	結果公表・取扱い	公表の方法: 令和4年11月9日 HP、情報公開コーナー、担当課窓口、図書館 意見の件数: 1人から2件 審議会等への結果報告: 有(令和4年12月1日)		
コメント				
条例基準		望ましい水準		
<ul style="list-style-type: none"> ・条例基準を満たして実施されていた。 ・意見募集に伴い概要版が作成されており、評価できた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・結果公表が迅速に行われており良かった。 ・募集期間を長く設定するなど、コメントしやすい方法を検討する必要があったのではないか。 		

7.公共施設等あり方検討事業

総合コメント	総合評価(30点満点)
<p>【良かった点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提言書がわかりやすくまとめられており、評価できた。 ・市民に身近な施設の検討であるため、市民の関心が高く、積極的に参加する市民がいることが分かった。また、それに合わせて様々な市民参加の手法が設けられていたことは評価できた。 ・施設見学会を行うことで、参加者が新しい情報を知ることができることから、大変良い取り組みであったと評価できた。 <p>【改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の手法において、全体的に事前周知、結果公表の工夫があると良かった。 ・審議会の年間の開催回数を増やすことにより、3年間の事業期間を短縮できたのではないか。 ・施設見学会について、複数日の開催があれば、より評価できた。 	<p>19</p> <p>○(妥当)</p>
市民参加の実施状況	評価(10点満点)
<p>審議会の設置: 令和3年1月28日～令和5年1月24日 アンケート調査の実施: 令和3年4月14日～令和3年5月10日 ワークショップの開催: 令和3年9月28日～令和4年3月1日 その他の方法: 令和3年8月1日～令和4年1月29日</p>	<p>7 (概ね適切)</p>
「市民参加の手続き(基準)」の評価	評価(10点満点)
	<p>6 (要改善)</p>
「市民参加の手続き(水準)」の評価	評価(10点満点)
	<p>5 (積極的)</p>

※総合評価は、全委員の総合評価の平均点(小数点以下切り捨て)で算出しているため、
 ①市民参加の方法・②市民参加の手続き(基準)・③市民参加の手続き(水準)の合計とならない場合もあります。

「市民参加の手続き」の評価				
審議会の設置			10点満点	10点満点
	評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
		任期: 令和3年1月～令和5年7月 募集期間: 令和2年10月15日～令和2年11月4日		
1	公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数: 14人(男11女3) 市民公募委員: 5人(うち無作為抽出2人)	7 (妥当)	5 (積極的)
2	選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	応募者: 4人(男2女2) 選出者: 3人(男1女2) 選出地域: 第三小学校区1人、七次台小学校区1人、南山小学校区1人 選考基準: 非公開 応募方法: 郵便、電子メール 周知方法: 広報しろい、HP		
3	会議の回数・時間帯	会議の回数: 9回(全て公開) 時間帯: 平日日中		
4	事前周知の方法・会議の公開等	HP、情報公開コーナー、図書館 会議終了後の会議資料公開: 有		
5	結果公表・取扱い	公表の方法: 情報公開コーナー、HP、図書館 会議録: 逐語訳、要点訳 公開に要する期間: 2か月以内		
コメント				
条例基準		望ましい水準		
<ul style="list-style-type: none"> ・条例基準を満たして実施されており、委員の選考についても地域や男女比等が適切に考慮されていた。 ・公募委員の募集について、積極的な取り組みがあった。 		<ul style="list-style-type: none"> ・会議録や会議資料がHP上で分かりやすく公表されていた。 ・会議開催の事前周知は、比較的地域住民が多く来館する各センターでも行われると良かった。 		

アンケート調査の実施		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
	実施したアンケート		
	白井市文化センターのあり方検討に係るアンケート		
1	事前周知の方法	6 (要改善)	5 (積極的)
	事前周知無し 実施目的の周知:無し		
2	調査方法・調査期間		
	郵便 無記名式 令和3年4月14日～令和3年5月10日(27日間)		
3	調査対象		
	15歳以上の市民		
4	発送件数・回収件数・回収率		
	発送件数:2,500件 回収件数:907件 回収率:36.3%		
5	結果公表・取扱い		
	結果公表:令和3年11月5日 公表の方法:HP プライバシーに関わる情報:非公開 審議会等への結果報告:有(資料の配布・説明により報告)		
コメント			
条例基準		望ましい水準	
・回答に要する期間を余裕をもって設定していた点は評価できた。		・文化センターを利用した方々へのアンケートがあると良かった。 ・SNSの活用など、回収率の向上に向けた取り組みがあると良かった。	

ワークショップ		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
1	開催場所・時間・回数 白井市文化センターのあり方検討ワークショップ 開催場所:文化センター 開催時間:平日夜間 回数:5回	7 (妥当)	4 (やや積極的)
2	資料の提供 有(配布) 会議終了後の会議資料公開:有		
3	参加者の資格 市内在住・在勤・在学の中学生以上		
4	事前周知の方法 広報しろい、HP、各センター、図書館、担当課窓口、メール配信、ポスター、チラシ		
5	結果公表・取扱い 結果公表:非公開(内部用の記録として作成しているため。資料は公開している。) ワークショップ終了後の意見受付:有(ワークショップ終了後にアンケートに記入しその場で提出)		
コメント			
条例基準		望ましい水準	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の下半期に5回実施したことは評価できた。 ・開催時間が18時30分であったため、ご家族に幼いお子さんがいる方は参加が難しかった可能性がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・事前周知の方法でメール配信を取り入れている点は高く評価できた。 ・参加者の対象を市民だけではなく、文化センターの利用者も対象とすべきではないか。 ・対象者を中学生以上としているので、開催時間帯を平日夜間のみではなく、土日の開催があると良かった。 	

その他の方法		10点満点	10点満点	
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準
1	開催場所・時間・回数	施設見学会(バックステージツアー) 開催場所:文化センター 時間:令和4年1月29日 13時30分~16時50分 回数:2回	6 (要改善)	6 (積極的)
2	参加者の資格	市内在住者		
3	事前周知の方法	広報しろい、HP、各センター、図書館、担当課窓口、メール配信		
4	結果公表・取扱い	結果公表:非公開(内部の記録用として作成しているため) 会議録:要点訳		
5	市民参加の内容	普段立ち入ることができない施設を見学		
コメント				
条例基準		望ましい水準		
・施設見学会を行うことで、参加者が新しい情報を知ることができることから、大変良い取り組みであったと評価できた。		・複数日の開催があると良かった。 ・施設見学会の様子などを広報することで、本テーマに関する市民の意識が高まり、参加しなかった市民の意見なども集められたのではないか。		

2 市民参加の実施に関する提言

本年度は2つの提言を行います。

(1) 市民が気軽に情報を得られる環境づくり

市民参加においては、行政が積極的な情報提供を行い、多くの市民から意見を集め、事業を実施するうえでの検討に反映させていくことが重要です。

今回の評価で改善点として多く散見された、下記の事項に取り組んでください。

①事前周知・結果公表の徹底と情報提供の工夫・・・

複数の手段を用いた事前周知・結果公表を徹底し、多くの市民が市政に参加する機会をつくることで、市民の声を市政につなげる。

また、パブリックコメント募集時に特に意見を求めたい項目をあらかじめ整理し、示したうえで意見募集するなど、わかりやすい情報提供に努める。

②SNS等を活用した積極的な情報発信、意見集約・・・

紙媒体での掲示やホームページへの掲載に加え、メール配信サービスや公式 SNS、e モニター等のツールを活用し、積極的な情報発信に努める。

また、これらのツールを活用し、行政と市民双方向のやり取りを可能にすることで、市民が気軽にパブリックコメントやアンケート等に回答できる環境を整える。

(2) 職員の市民参加に対する意識の向上

市民参加の取り組みを進めていくためには、全職員が市民参加に対する共通理解を持ったうえで、各課が市民参加の手続きを適切に実施していく必要があります。

また、今後は市民参加条例で定めている手続きだけでなく、その他、市民が気軽に参加できるような様々な手続きを実施し、加えて(1)の提言で示した公式 SNS 等のツールを事前周知等に活用するなど、職員が創意工夫し、市民参加を実践していくことが求められます。

職員一人ひとりの市民参加に対する意識や理解、市民参加の質を高めていくために、下記の事項に取り組んでください。

①職員研修の継続実施・・・

職員への研修を継続して実施することで、市民参加の基本的事項等の共通理解の浸透を図るとともに、市民参加の好事例や、市民参加推進会議での評価内容、提言等を共有し、各職員へ市民参加の実践を促す。

②ガイドラインの充実と創意工夫の働きかけ・・・

各課が行った市民参加の好事例等を適宜「市民参加に関する職員向けガイドライン」に掲載する。併せて、条例に定められている「その他の方法」について、具体的な取組（例えば、活動を通じて市民の意見を聞く機会をつくるなど）をガイドラインに位置づけたうえで、職員に共有し、市民参加の質を高める。

また、国・県のルールの変更に伴う条例、計画等の見直しなど、市民参加の対象外となる場合もあることから、改めて市民参加の対象事項等を整理していく必要がある。

卷末資料

1. 市民参加条例該当事業の総合評価及び実施手法の年度別一覧(概要)

【令和4年度以降の評価】

※令和4年度に評価方法を一部変更したため、令和3年度までの評価と分けて記載しています。

※審…審議会、パ…パブリックコメント、ア…アンケート ※評価欄は以下の区分に基づき記載(30点満点)
 意…意見交換会、ワ…ワークショップ、他…その他の手法 ◎ (良好) …20~30点 ○ (妥当) …16~19点
 △ (要改善) …10~15点 × (不良) …0~9点

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法※						評価 (30点満点)※
			審	パ	ア	意	ワ	他	
令和5年度	7事業 (0事業)	白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会	○		○				○ 19点 (妥当)
		白井市耐震改修促進計画(改定)		○					◎ 24点 (良好)
		白井市空家等対策計画	○	○	○		○		◎ 20点 (良好)
		証明書発行窓口(出張所)のあり方に関する検討について		○	○	○			○ 19点 (妥当)
		白井市污水適正処理構想(改定)	○	○					○ 17点 (妥当)
		白井市個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子案)	○	○					○ 17点 (妥当)
		公共施設等あり方検討事業	○		○		○	○	○ 19点 (妥当)
		合計	5	5	4	1	2	1	平均点 19.1点
令和4年度	6事業 (0事業)	白井市第3次環境基本計画	○	○	○		○	○	◎ 20点 (良好)
		第3次しろい健康プラン策定事業	○	○	○	○			○ 17点 (妥当)
		第2次行政経営改革実施計画策定事業	○	○					○ 19点 (妥当)
		白井市公共施設等総合管理計画(改訂)(案)		○					△ 11点 (要改善)
		白井市産業振興ビジョン策定	○	○	○				○ 16点 (妥当)
		白井市第2次地域福祉計画中間見直し版の策定	○	○				○	△ 15点 (要改善)
		合計	5	6	3	1	1	2	平均点 16.3点

【令和3年度の評価】

※令和3年度に評価方法を一部変更したため、令和2年度までの評価と分けて記載しています。

※審…審議会、パ…パブリックコメント、ア…アンケート
意…意見交換会、ワ…ワークショップ、他…その他の手法

※評価欄は以下の区分に基づき記載（30点満点）
◎（良好）…20～30点 ○（妥当）…14～19点
△（要改善）…10～13点 ×（不良）…0～9点

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法※						評価 (30点満点)※
			審	パ	ア	意	ワ	他	
令和3年度	8事業 (0事業)	白井市情報提供計画	○	○	○				○ 16点 (妥当)
		白井市国土強靱化地域計画の策定	○	○		○			△ 13点 (要改善)
		白井市地域防災計画の策定	○	○		○			○ 15点 (妥当)
		第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定	○	○	○				○ 19点 (妥当)
		第5次総合計画後期基本計画策定	○	○	○		○		◎ 20点 (良好)
		白井市第2次教育大綱策定事業		○					○ 17点 (妥当)
		白井市教育振興基本計画策定事業		○					○ 15点 (妥当)
		障害者計画2016-2025中間見直し及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定事業	○	○	○			○	○ 18点 (妥当)
合 計			6	8	4	2	1	1	平均点 16.6点

※企画政策課が実施した「第14回住民意識調査」などの結果を活用

【令和2年度以前の評価】

※審…審議会、パ…パブリックコメント、ア…アンケート
意…意見交換会、ワ…ワークショップ、他…その他の手法

※評価欄の括弧は実施した手法の取り組み達成度

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法※						評価
			審	パ	ア	意	ワ	他	
令和2年度	3事業 (0事業)	第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略	○	○	○		○		◎82点
		第2期白井市子ども・子育て支援事業計画策定事業	○	○	○				○56点
		西白井地区コミュニティ施設整備事業	○	○				○	○64点
31年度	3事業 (4事業)	自殺対策計画の策定	○	○				○	○64点
		水道料金の改定	○						△30点
		白井市商業施設等誘致促進条例の制定		○				○	△35点
30年度	8事業 (1事業)	白井市地域公共交通網形成計画策定事業	○	○	○		○	○	◎96点
		市役所庁舎整備事業	○	○				○	◎79点
		白井市行政経営改革実施計画策定事業	○	○					○60点
		白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインの策定事業	○	○					△52点
		第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定事業	○	○	○			○	◎96点
		第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○	○			◎86点
		白井市空家等対策計画の策定事業		○					×26点
29年度	6事業 (5事業)	白井市シティプロモーション基本方針策定事業		○	○		○	○	◎91/110点 (82.7%)
		白井市公共施設等総合管理計画策定事業	○	○	○				○65/90点 (72.2%)
		白井市地域福祉計画策定事業	○	○		○		○	◎92/110点 (83.6%)
		第1期データヘルス計画策定事業	○						×24/40点 (60.0%)
		白井市耐震改修促進計画策定事業		○					△31/40点 (77.5%)
		白井市教育大綱策定事業	○	○					△41/65点 (63.0%)

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法						評価
			審	パ	ア	意	ワ	他	
28年度	8事業 (5事業)	男女共同参画推進事業	○	○	○				○74/90点 (82.2%)
		白井市まち・ひと・しごと総合戦略策定事業	○	○	○				○71/90点 (78.9%)
		白井市第5次総合計画策定事業	○	○	○		○	○	◎115/130点 (88.5%)
		白井市障害者計画等策定事業	○	○	○	○			◎88/110点 (80.0%)
		第2次しろい健康プラン策定事業	○	○	○			○	◎81/110点 (73.6%)
		都市マスタープラン策定事業		○	○	○	○		◎92/110点 (83.6%)
		白井市第2次環境基本計画の中間見直し事業	○	○	○				○72/90点 (80.0%)
		白井市污水適正処理構想策定事業	○	○					△46/65点 (70.8%)
27年度	8事業 (8事業)	ごみの減量化・資源化推進事業	○	○					○58点
		第6期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定事業	○	○		○		○	◎116点
		子ども子育て支援事業計画策定事業 (次世代育成支援地域行動計画推進事業)	○	○	○				◎77点
		白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例策定事業		○		○			△54点
		白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例策定事業		○					△30点
		白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例策定事業		○					△30点
		白井市歯科口腔保健の推進に関する条例策定事業		○				○	△50点
		白井市新型インフルエンザ等対策行動計画改訂事業		○				○	△51点
26年度	2事業 (6事業)	事務処理市移行推進事業		○		○		○	◎76点
		地域防災計画素案策定事業		○		○		○	○74点

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法						評価
			審	パ	ア	意	ワ	他	
25年度	7事業 (8事業)	白井市除染実施計画策定事業	○	○					○55点
		白井市暴力団排除条例策定事業		○		○			△53点
		白井市地域福祉計画策定事業	○	○		○	○		○83点
		市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業	○	○		○			○78点
		白井市産業振興条例策定事業	○	○	○				○72点
		白井市生活排水処理基本計画策定事業	○	○					○55点
		美しい景観形成推進事業（事業中止）	○		○			○	○63点
24年度	2事業 (9事業)	第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○			○	○83点
		白井市環境基本計画策定事業	○	○	○	○			○73点
23年度	2事業 (4事業)	白井市第4次総合計画後期基本計画策定事業	○	○	○		○		○85点
		男女共同参画推進新行動計画策定事業	○	○	○				○75点
22年度	5事業 (7事業)	健康増進計画策定事業	○	○	○				○69点
		白井市次世代育成支援地域行動計画策定事業	○	○	○				○68点
		白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定事業		○					△34点
		災害時要援護者避難支援プラン策定事業	○			○			△42点
		白井市耐震改修促進計画策定事業		○					△37点
21年度	3事業 (5事業)	第一地区コミュニティセンター施設整備事業	○	○		○			△53点
		市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の廃止及び代替施設の整備事業				○		○	×23点
		第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○				△54点
20年度	2事業 (4事業)	第8次白井市交通安全計画策定事業	○	○					△31点
		白井市環境基本計画改定事業	○		○			○	△46点

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法						評価
			審	パ	ア	意	ワ	他	
19年度	3事業 (4事業)	白井市障害者計画策定事業	○	○	○	○			○72点
		白井市都市計画法に基づく開発行為に係る技術的細目の強化等に関する条例(事業中止)		○					×18点
		白井市国民保護計画策定事業	○	○					△37点
18年度	5事業 (7事業)	総合計画推進事業	○	○	○	○			○74点
		白井市男女平等推進行動計画策定事業	○	○	○				△54点
		行政改革実施計画策定事業	○	○		○			△52点
		第3期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○				△54点
		白井市自転車駐輪場整備計画事業	○						×22点
17年度	1事業 (3事業)	次世代育成支援地域行動計画策定事業	○	○					○75点
合計	68事業	(評価事業延べ数148事業)	51	60	29	18	7	19	平均点 60.9点

※審…審議会、パ…パブリックコメント、ア…アンケート
意…意見交換会、ワ…ワークショップ、他…その他の手法

2. 市民参加の実施に関する提言及び取組み結果の年度別一覧

審議年度	提言内容	取組み結果
5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が気軽に情報を得られる環境づくり ・職員の市民参加に対する意識の向上 	
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の市民参加に対する意識の向上 ・多様な市民が市政に参加しやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に市民参加を実施する課等の担当者、新規採用職員、3・4級の職員を対象に研修を実施 ・答申概要を広報しろい等にて掲載
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代の市民にわかりやすく情報を伝える工夫の実践 ・庁内における市民参加の好事例の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度市民参加実施事業担当者研修及び庁内LANにてわかりやすい情報提供（概要版の作成・若い世代に向けた発信方法など）の実践について呼びかけを実施 ・市民参加ガイドラインへこれまでの市民参加の好事例を掲載
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫ある積極的な情報発信 ・職員の意識改革と市民参加の質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度市民参加職員研修及び庁内LANにてSNSや事業者等の協力について呼びかけを実施 ・市ホームページに「市民参加」の項目を追加 ・「市民参加に関する職員向けガイドライン」を作成し、職員へ周知
31年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民公募委員・候補者登録制度の拡充 ・情報公開と市民が参加しやすい場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出による公募委員候補者の追加登録を実施
30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への積極的かつ適切な情報提供 ・アンケートやパブリックコメントの審議会等へのフィードバック ・職員研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の情報をお知らせする専用掲示板を図書館に設置 ・市民参加の情報公開に関する事務手続きチェックリストを作成 ・新規採用職員への研修制度で市民参加に加えて市民協働についても実施
29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出による公募委員候補者登録制度の拡充 ・市民参加の手法の平日夜間、土日の開催 ・市民参加条例等の見直しを要する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出の対象に意見交換会とワークショップを加えて実施する。
28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職員ヒアリングを対象事業へ拡大実施 ・中間評価の評価方法の見直し ・パブリックコメントへのゼロ回答を無くすための工夫の検討 ・市民参加対象事業の担当職員に対する事前研修の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度より終了評価の全てに職員ヒアリングを実施することを決定 ・平成29年度より中間評価の点数評価を廃止し、コメントによる評価へ見直すことを決定 ・広報しろいにおける市民参加の手法に関する記事の掲載方法の工夫 ・市民参加対象事業担当課への職員研修等の開催
27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開場所の3原則 ・市民参加への積極的な取組みと適切な手法の選択 ・市民参加をさらに進めるための新たな評価方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開については情報公開コーナー、市HP、図書館の3箇所の公開を 必須とすることを決定 ・職員を対象とした市民参加に対する研修の開催 ・平成28年度より事業担当課の職員ヒアリングの試行実施を決定
26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民目線の情報提供 ・公募委員の応募増加対策 ・市民参加条例の改正に向けた議論 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開コーナーにおける会議録の冊子に中表紙の差し込み ・図書館に会議録を閲覧できるコーナーを設置 ・市ホームページのリニューアル ・平成28年度から委員公募における無作為抽出制度の試行実施を決定

審議年度	提言内容	取組み結果
25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準の見直し ・無作為抽出による市民参加方法の導入 ・市民参加条例の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的評価を条例基準と加点水準に区分け ・平成26年度に無作為抽出による市民参加方法の導入について検討を行う。 ・条例の見直しについては継続審議とする。
24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で公表が義務付けられた事項の順守 ・市民参加条例の実施状況の評価区分の見直し ・住民投票条例の研究と審議会委員構成の調査 ・市民討議会と無作為抽出された市民による市民参加の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長から職員へ指示 ・「良好」「改善する」「見直す」の3区分から「良好」「妥当」「要改善」「不良」の4区分に変更 ・平成25年度に検討した結果、市民討議会を採用し、実施することは難しいとの結論に至る。
23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・広報しろい・ホームページを活用した情報提供の方法について ・「市民討議会」などの市民参加方法の研究 ・行政用語の言い直しについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供施策の推進に関する基本方針を策定 ・住民基本台帳の無作為抽出で選出された市民が市民判定人となる事業仕分を実施 ・広報などにおいて、パブリックコメントに(意見公募)と併記することを決定
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加実施状況調査票における評価項目・採点の再検討 ・市民参加条例の見直しの研究 ・常設型住民投票条例の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加実施状況調査票をワード形式からエクセル形式に変更する等の改訂を実施 ・翌年度以降に後期基本計画に合わせて研究
21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の一元化と参加機会の拡充 ・調書の様式見直し ・パブリックコメント(意見公募)の活用 ・実施段階・評価段階への市民参加の推進 ・協働のまちづくりを推進するための指針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに市民参加専用のコーナーを設置 ・庁内各課間の協働を積極的に推進することを全課に通知し、広報しろい等で市民へ周知 ・「市民参加・協働のまちづくりプラン」の策定を決定
20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ルールの制定 ・市民参加条例事業の範囲拡大 ・公募市民の拡大について ・評価調書の見直し ・市民提案制度の検討 ・モニター登録制度の導入 ・審議会募集方法の改善 ・自己評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の一元化と情報発信の充実を図るため、「広報しろい」において平成21年度市民参加の実施予定について周知 ・市民参加条例を市民にPRするためパンフレットを作成 ・市民参加条例の共通理解を図るため、新規職員、全職員を対象とした研修をそれぞれ実施 ・審議会等の公募枠の拡大について、全課に対し通知、徹底
19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例の対象範囲の見直し ・調書の充実と見直し ・情報収集・発信の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・各々の課題に対して、現状と解決のための具体例を挙げ、翌年の市民参加推進会議で報告
18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報公表方法のしくみの導入 ・重点事業の情報提供 ・情報提供のあり方の改善 ・情報提供場所の拡充 	
17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・条例対象範囲の拡大のための手法の検討 	